

令和7年度集団指導・障がい福祉関係事業者説明会資料

障害福祉関係施設等の整備について

(目次)

1. 社会福祉施設整備費補助金について
2. 財産処分について

1. 社会福祉施設等整備補助金

1 補助事業の概要

「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（厚生労働省）」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金（こども家庭庁）」を活用し、社会福祉法人等が行う障がい福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費を補助

2 補助対象事業者

社会福祉法人 等

※特に、業種に制限はありません（NPO法人や株式会社であっても申請可能）

1. 社会福祉施設等整備補助金

3 補助対象施設と対象となる補助金

対象施設	補助金
障害者総合支援法に基づく施設 等 (例) 障がい福祉サービス事業所 障害者支援施設 共同生活援助事業所 相談支援事業所	国：社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（厚生労働省） 県：島根県障がい者福祉施設整備費補助金
児童福祉法に基づく施設 等 (例) 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 障害児相談支援事業所 障害児入所施設	国：次世代育成支援対策施設整備交付金（こども家庭庁） 県：島根県障がい児福祉施設整備費補助金

※こども家庭庁創設に伴い、R5年度より対象施設（障がい者・児）ごとに補助金所管省庁が異なる

※松江市内に所在する施設等に係る整備については、松江市が補助主体

※地域活動支援センターや公立施設は補助対象外

1. 社会福祉施設等整備補助金

4 整備区分

<整備区分例>

- 創設 (新たに施設を整備すること)
- 増築 (定員増を図るための整備)
- 拡張 (定員増を伴わない施設延べ面積を増加を図る整備)
- 改築 (定員増を伴わない改築整備)
- 大規模修繕等 (注見積書3つ必要)
- スプリンクラー設備等整備
- 老朽民間社会福祉施設整備
- 防犯対策強化に係る整備
- 避難スペース整備 等

大規模修繕等 (例)

- ・施設の一部改修等
- ・施設の付帯設備の改造
- ・アスベスト対策
- ・災害対策
耐震化整備
ブロック塀等の改修
非常用自家発電の整備

※金額要件あり

※詳細な要件等は、国交付要綱、各種通知等を参照ください。

【県ホームページ掲載場所】

[トップ / 医療・福祉 / 福祉 / 障がい者福祉 / 事業者向け / 7 - 1 障害福祉サービス事業所・施設関係 / \(3\) 施設整備に係る補助事業について](#)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaiservice/shisetuseibi.html>

1. 社会福祉施設等整備補助金

5 補助率等

次の①②のうち、いずれか低い方の額が補助額となります。

- ① 補助対象事業費の3/4以内 (国1/2以内、県1/4以内)
- ② 国の定める基準額 (国交付要綱等による)

<補助対象事業費・対象外事業>

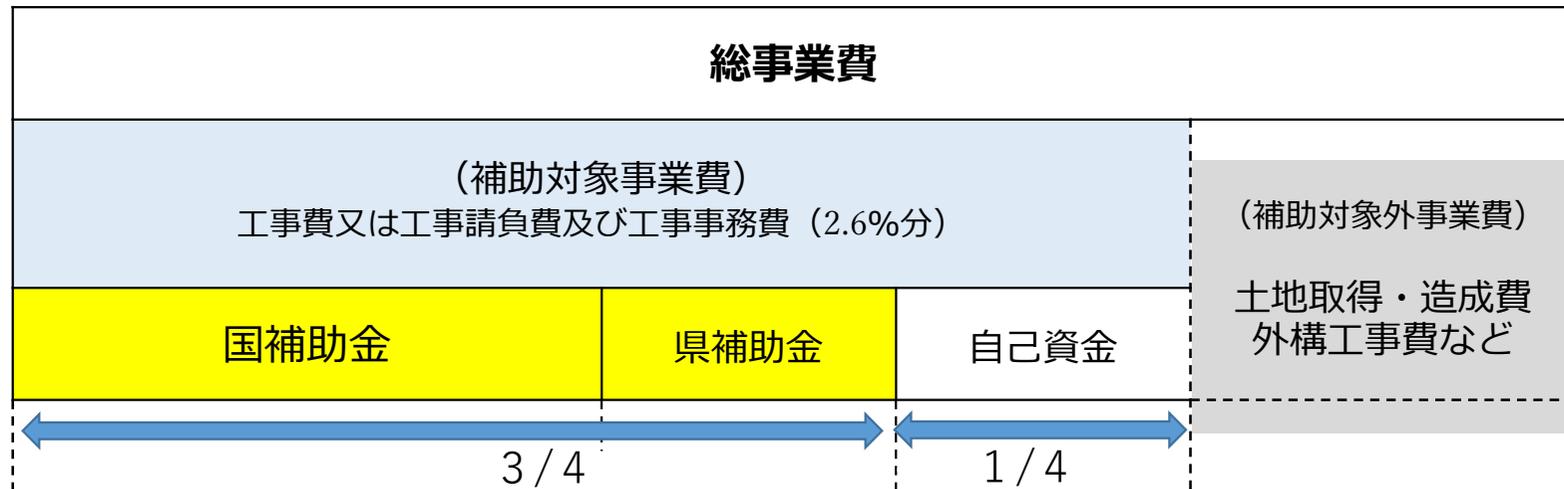
補助対象事業費	補助対象外事業費
工事費	工事事務費 (2.6%を超える分)
工事事務費 (※) (工事費の2.6%分)	外構工事費
	土地の取得・造成費

(※) 工事事務費には、設計管理費や消耗品費を含みます

1. 社会福祉施設等整備補助金

6 補助率の考え方

① 補助対象事業費の3/4以内 を適用した場合



② 国の定める基準額 を適用した場合

国の交付要綱等に基づいて算出した基準額が、国及び県からの補助額となります。

※①>②となり、“②国の定める基準額”が適用される事例が多い。

1. 社会福祉施設等整備補助金

6 (参考) 補助額の算出方法

- (例) 共同生活援助（定員6名）の創設工事
総事業費 : 51,000千円（うち工事事務費1,500千円）
国の基準額 : 29,300千円（R6現在 共同生活援助4～10名の場合）

	総事業費	対象経費	対象経費×3/4	基準額	補助額
本体工事費	51,000	51,300	38,475	29,300	29,300
工事費	50,000	50,000			
工事事務費	1,500	1,300			

2.6%分が補助対象

比較して低いほうが補助額

1. 社会福祉施設等整備補助金

7 スケジュール

4月末	事前協議書を提出	
7～9月頃	ヒアリング	
・		
・	～県の内部で審査～	
・		
1～3月頃	国庫補助協議	
	障がい者施設：3月頃	
	障がい児施設：1月以降、事業着手時期に応じて段階的に実施	↑ 整備予定の前年度
内示		↓ 整備予定年度
・	障がい者施設：6月末頃	
・	障がい児施設：4月以降（国庫補助協議の時期による）	
・		
・	入札・契約・工事	
・		
3月末	補助事業完了	※原則、年度内事業完了

※松江市は、一部スケジュールが異なりますので、松江市にご確認ください。

1. 社会福祉施設等整備補助金

8 事前協議書の提出にあたって

- 近年、申請数が増加傾向にありますが、国の補助採択数は年間1～2件程度と厳しい状況にあります。申請された全ての事業が採択されるものではありませんので、ご注意ください。
- 社会福祉施設等整備補助金については、原則、年度内での事業完了が必要です。原則、年度内単年度で完了する事業として、協議書を作成してください。
- 補助金の交付を受けた建物等をすぐに処分することがないように、収支計画等を十分に精査のうえ、協議書をご提出ください。補助金の交付を受けた建物等を処分する場合は、補助金の返還が必要になる場合があります。

1. 社会福祉施設等整備補助金

9 (参考) 独立行政法人福祉医療機構の融資制度の紹介

福祉貸付事業

- ・・・社会福祉法人等が社会福祉施設を整備する場合の建築資金等を融資

施設整備費補助金等は、補助率が100%ではないため設置者である社会福祉法人等には一定の自己負担が必要になります。

福祉医療機構では、この社会福祉法人等が負担しなければならない費用に対して融資を行っています。

機構の融資相談は計画段階から随時行っておりますのでお早めにご相談ください。

【詳細】独立行政法人福祉医療機構のホームページ（福祉貸付事業）を参照

(参考) 施設整備補助金の交付を受ける場合は、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団の補助金の交付は受けられません

2. 財産処分

1 概要

社会福祉施設整備補助金等の交付を受けて整備した建物等を財産処分（※1）する場合には、県（又は松江市）に対して承認手続き等を行う必要があります。

（※1）財産処分の種類

種類	内容
転用	補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
譲渡	補助対象財産の所有者の変更。
交換	補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。 （設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄）
貸付	補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更
取壊し	補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること

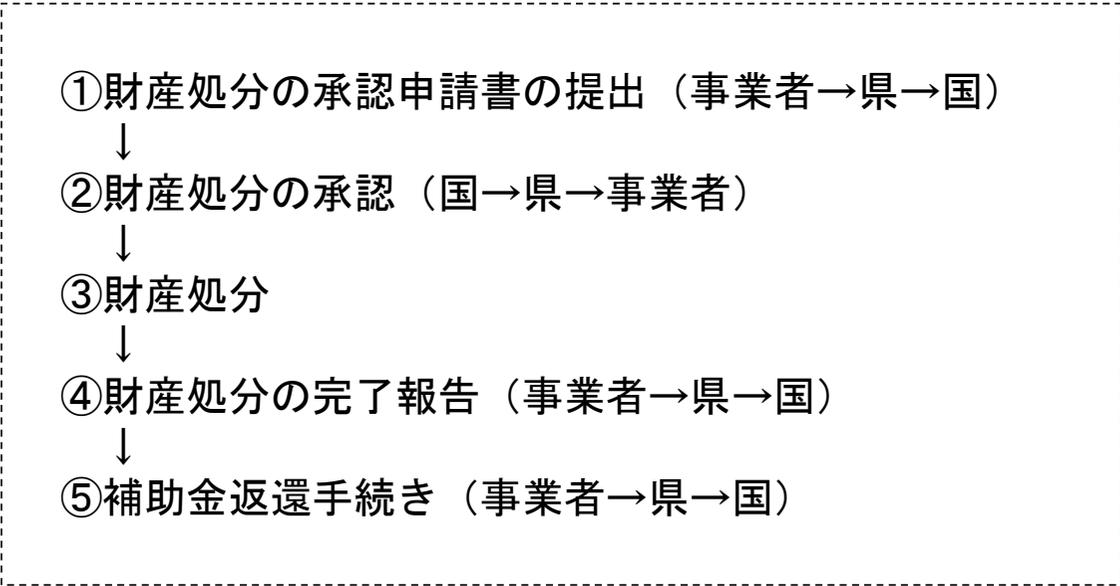
2. 財産処分

2 承認申請手続

財産処分の承認申請書を補助事業者（県、松江市）に提出することとなります。

※近年、処分の申請が多く、国の承認までに相当の時間がかかる場合があります。
処分の予定がありましたらお早めにご連絡ください

3 承認申請手続きの流れ

- 
- ```
graph TD; A[①財産処分の承認申請書の提出 (事業者→県→国)] --> B[②財産処分の承認 (国→県→事業者)]; B --> C[③財産処分]; C --> D[④財産処分の完了報告 (事業者→県→国)]; D --> E[⑤補助金返還手続 (事業者→県→国)];
```
- ①財産処分の承認申請書の提出（事業者→県→国）
  - ↓
  - ②財産処分の承認（国→県→事業者）
  - ↓
  - ③財産処分
  - ↓
  - ④財産処分の完了報告（事業者→県→国）
  - ↓
  - ⑤補助金返還手続（事業者→県→国）

## 2. 財産処分

### 4 フロー図

- (1) 10年経過後の厚生労働行政関連事業等への転用、無償譲渡等  
厚生労働行政関連事業のほか、幼稚園などの関連事業への転用、無償譲渡等  
国又は地方公共団体への無償譲渡等
- (2) 災害等による取壊し等



- (1) 10年経過後の厚生労働行政関連事業等以外への転用、無償譲渡等
- (2) 10年経過前の転用、無償譲渡等
- (3) 有償譲渡等



※10年経過前でも、国庫納付不要なケース

- ・ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等
- ・ やむを得ない取壊し等

## 2. 財産処分

### 5 (参考) 返還額の算出方法

グループホーム (2012年2月竣工)

- ・ 処分制限期間22年 (木造、住宅用)
- ・ 補助金額22,000千円
- ・ 経過年数12年 (R6.3月時点)

※処分制限期間は建物等の用途、構造により異なります

$$\text{返還額} = \text{補助額} \times \frac{\text{残存年数 (処分制限期間 - 経過年数)}}{\text{処分制限期間}}$$

$$\text{返還額} = 22,000 \text{千円} \times \frac{10}{22} = 10,000 \text{千円}$$

◎処分制限期間を経過 (=残存年数が0) の場合

- ・ 返還金なし (返還不要)
- ・ 財産処分に係る承認手続き等も不要

## 2. 財産処分

### 6 (参考) 各種様式の掲載場所

#### 【島根県HP】

#### 財産処分について

財産処分とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。補助金等の交付を受けた事業（施設整備等）について、財産処分に該当する可能性のある処分を予定されている場合は、必ず事前に県障がい福祉課までご相談ください。

#### • 様式

- [\(包括承認事項用\) 社福整備費補助金処分承認申請 \(知事宛\)](#)
- [\(その他用\) 社福整備費補助金処分承認申請 \(知事宛\)](#)
- [完了報告様式](#)
- [耐震化等補助金処分承認申請 \(知事宛\)](#)

#### • 参考

- [中国四国厚生局ホームページ \(外部サイト\)](#)
- [リーフレット](#)
- [こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について](#)

#### 【県ホームページ掲載場所】

[トップ](#) / [医療・福祉](#) / [福祉](#) / [障がい者福祉](#) / [事業者向け](#) / [7 - 1 障害福祉サービス事業所・施設関係](#) / [\(3\) 施設整備に係る補助事業について](#)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaiservice/shisetuseibi.html>